

# 甲府市成年後見制度に係る市長による審判の請求手続き等に関する要綱

平成29年4月1日

福第7号

(趣旨)

第1 この要綱は、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第32条、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第51条の11の2に規定する審判の請求(以下、「審判の請求」という。)について、甲府市長(以下、「市長」という。)が審判の請求を行う場合の手続き等を定めるとともに、審判の請求に伴う費用の負担に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審判の請求の対象者)

第2 市長による審判の請求の対象となる者は、甲府市に居住する認知症高齢者、知的障害者又は精神障害者であつて、次の各号のいずれにも該当するもの(以下、「対象者」という。)とする。

(1) 事理を弁識する能力が不十分なために、日常生活を営むのに支障がある者又は家族等から虐待を受けている者

(2) 審判の請求を自ら行うことが困難である者

(3) 配偶者及び2親等以内の親族(以下、「親族等」という。)による保護又は審判の請求が期待できない者(ただし、2親等以内の親族がいない場合において、3親等又は4親等の親族であつて審判の請求をする者の存在が明らかであるときはこの限りではない。)

(4) 福祉サービス等を利用する必要がある者で、福祉サービス等を利用することにより福祉の増進が期待できる者

2 市長は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認められる者については、市長による審判の請求の対象とすることができる。

(審判の請求の種類)

第3 審判の請求に係る種類は、次に掲げるものとする。

(1) 後見開始の審判(民法(明治29年法律第89号)第7条関係)

(2) 保佐開始の審判(民法第11条関係)

(3) 保佐人の同意を要する審判(民法第13条第2項関係)

(4) 補助開始の審判(民法第15条第1項関係)

(5) 補助人の同意を要する旨の審判(民法第17条第1項関係)

(6) 保佐人に代理権を付与する旨の審判(民法第876条の4第1項関係)

(7) 補助人に代理権を付与する旨の審判(民法第876条の9第1項関係)

(審判の請求の依頼)

第4 次に掲げる者は、対象者が後見等を必要とすると判断したときは、成年後見開始等審判の請求依頼書(第1号様式)により、市長に対して後見開始等の審判の請求を依頼するものとする。

(1) 民生委員又は児童委員

(2) 対象者の日常生活の援助者(親族等を除く。)

(3) 老人福祉法第5条の3に規定する老人福祉施設の職員

- (4) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第25項に規定する介護保険施設の職員
- (5) 介護保険法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員
- (6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下、「障害者総合支援法」という。）第5条第11項に規定する障害者支援施設の職員
- (7) 障害者総合支援法第77条の2第1項に規定する基幹相談支援センターの職員
- (8) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院又は診療所の職員
- (9) 地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条第1項に規定する保健所の職員
- (10) 社会福祉法人甲府市社会福祉協議会の職員
- (11) その他福祉に関係する施設の職員等で市長が適当と認める者

（調査の実施）

第5 市長は、第4に規定する者（以下、「依頼者」という。）から市長による後見開始等の審判の請求の依頼があったときは、対象者と面談等を行い、次に掲げる事項を調査するものとする。

- (1) 判断能力の程度
- (2) 生活状況、健康状況及び精神状態
- (3) 親族等の有無及び親族等による保護の可能性
- (4) 親族等が審判の請求を行う可能性
- (5) 市長が親族等に代わって審判の請求をするべき事由の有無
- (6) 福祉サービス利用の必要性及び利用した場合における保護の効果

（審判の請求の決定）

第6 市長は、第5に規定する調査の結果、次のいずれかに該当する場合は、後見開始等の審判の請求を行うものとする。

- (1) 対象者に第2第1項第3号に掲げる親族等がないとき。
- (2) 対象者の2親等内の親族又はその代表者が、文書により審判の請求をしない旨を市長に申し入れた場合で、対象者の状況を考慮し、市長が審判の請求をする必要があると判断したとき。ただし、明らかに文書による申し入れが困難な事由があると認められる場合は、この限りでない。
- (3) 対象者に親族等がいる場合で、対象者において当該親族等からの虐待の事実が確認され、市長が審判の請求をする必要があると判断したとき。

2 市長は、対象者において緊急やむを得ない事情が生じ、必要があると判断したときは調査を省略し、審判の請求を行うことができるものとする。

3 市長は、前2項に基づき市長による審判の請求の可否の決定を行うとともに、成年後見開始等審判の請求決定（却下）通知書（第2号様式）により依頼者に通知するものとする。

4 市長は、審判の請求を行う必要があると判断した場合において、対象者に親族等がいるときは、親族等に審判の請求の必要性を説明し、親族等による請求を促すものとする。

（審判の請求の手続）

第7 審判の請求に係る申立書、添付書類及び予納すべき費用その他の手続きは、家庭裁判所の定めるところによるものとする。

(費用負担)

第8 市長が行う審判請求において、市は、家事事件手続法（平成23年法律第52号）第28条第1項の規定に基づき、審判の請求に要する費用を支弁するものとする。

2 市長は、市が支弁した前項の費用について、対象者が負担すべきと判断したときは、家事事件手続法第28条第2項により、対象者の負担とする旨の申立を家庭裁判所に対して行うものとする。

3 市長は、対象者が甲府市成年後見制度利用支援事業実施要綱（平成14年10月福第6号）第3に定める審判の請求に係る費用の助成対象であるときは、第1項の費用を市の負担とすることができる。

(財産の保全処分)

第9 市長は、審判の請求を行う場合において、対象者の財産の保全のため特に必要があると認めるときは、市長による審判の請求と同時に家事事件手続法第106条の規定に基づく審判前の保全処分の申立てを行うことができるものとする。

2 前項の申立てを行う場合において、虐待等緊急やむを得ない事情により、対象者の財産の保全等が急務であると判断した場合は、第5の規定による親族等の調査を省略することができるものとする。

(その他)

第10 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。